

旭川医科大学学術成果リポジトリ委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学学術成果リポジトリ委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学学術成果リポジトリ委員会規程（平成18年旭医大達第91号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 図書館長</p> <p>(2) 基礎医学講座の教授のうちから 1人</p> <p>(3) 臨床医学講座の教授のうちから 1人</p> <p>(4) 看護学講座の教授のうちから 1人</p> <p>(5) 一般教育の教授のうちから 1人</p> <p>(6) 情報基盤センター長</p> <p>(7) 図書館委員会委員の教授のうちから 1人</p> <p>(8) 研究戦略・教育支援室構成員のうちから 1人</p> <p>(9) 経営企画部長</p> <p>(10) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 図書館長</p> <p>(2) 基礎医学講座の教授のうちから 1人</p> <p>(3) 臨床医学講座の教授のうちから 1人</p> <p>(4) 看護学講座の教授のうちから 1人</p> <p>(5) 一般教育の教授のうちから 1人</p> <p>(6) 情報基盤センター長</p> <p>(7) 図書館委員会委員の教授のうちから 1人</p> <p>(8) 研究戦略・教育支援室構成員のうちから 1人</p> <p>(9) 経営企画部長</p> <p>(10) <u>総務部長</u></p> <p><u>(11) 教務部長</u></p>

(11) 図書館情報課長

(12) その他図書館長が必要と認めた者

2 前項第2号から第5号まで、第7号、第8号及び第12号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第2号から第5号まで、第7号、第8号及び第12号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

(略)

#### 附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の旭川医科大学学術成果リポジトリ委員会規程は、令和3年4月1日から適用する。

#### **【改正理由】**

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(12) 図書館情報課長

(13) その他図書館長が必要と認めた者

2 前項第2号から第5号まで、第7号、第8号及び第13号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第2号から第5号まで、第7号、第8号及び第13号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

(略)